

## 対馬市農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 平成26年11月25日(火) 午後1時30分から午後3時10分

2. 開催場所 美津島文化会館 3階 大会議室

3. 出席委員 (19人)

3番 桐谷善明	4番 小島喜介	5番 畑島孝吉
6番 庄司幹雄	7番 長瀬円	8番 初村重政
9番 岡村高史	10番 松村英二	11番 吉野敏
12番 阿比留なみ恵	13番 佐伯武久	15番 永留縫子
16番 兵頭榮	18番 糸瀬安則	20番 小宮正至
21番 神宮教子	22番 須川久巳	24番 上野秀一
27番 中村國安		

4. 欠席委員 (8人)

1番 太田吉雄	2番 鬼橋孝幸	14番 佐伯理
17番 御手洗輝美	19番 小宮貞司	23番 縫田和己
25番 米田賢明	26番 春田新一	

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第19号 農用地利用集積計画について(第3回)  
議案第20号 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業)  
議案第21号 農用地利用配分計画について  
議案第22号 非農地証明書交付願いについて  
議案第23号 農地法第52号の規定に基づく賃借料情報の提供について

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	春日亀 剛 一
農業委員会事務局長補佐	庄司 克 啓
農林水産部農林振興課主任	阿比留 秀 和
中対馬振興部地域振興課係長	中村 龍 一
上対馬振興部地域振興課課長補佐	玖 須 博 一

## 7. 会議の概要

議 長

会長挨拶（省略）

ただ今より、平成26年度対馬市第6回農業委員会総会を開催します。現在の委員定数は27名、本日の出席者は19名で、総会は成立いたしますので対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

それでは、18番の糸瀬安則委員、20番の小宮正至委員にお願いいたします。

議事日程第2、会期についてお諮りします。お手元に配布しております農業委員会総会議事日程のとおり、本日1日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

それでは、本日1日といたします。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び課長補佐を指名します。

それでは、議事日程第4、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

今回は3件でございます、事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）

事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き願います。

議案第17号は、農地法第3条の規定による許可申請でございます。

番号1は、厳原町〇〇の〇〇さんから、同地区の〇〇さんに「田6筆、9,394平米」を贈与するものでございます、現在の経営面積は10,965平米でございます。

次のページをお開きください。

番号2は、上県町〇〇の〇〇さんから、同地区の〇〇さんに「畑3筆、1,134平米」を売買するものでございます、現在の経営面積は10,074平米でございます。

番号3は、上対馬町〇〇の〇〇さんから、同地区の〇〇さんに「畑2筆、583平米」を売買するものでございます、現在の経営面積は2,455平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いします。

(3番委員挙手)

3番 桐谷善明委員

議案17号番号1について説明します。

本案件は田6筆で5枚の水田に成りますが、これをお爺ちゃんから孫へ贈与するものであります、現在の耕作状況は、ソバと米を栽培しており、現在は全部、耕作中の水田であります、以上で報告を終わりますので、よろしく審議の程、お願いします。

議 長

番号2の補足説明をお願いします。

(22番委員挙手)

22番 須川久巳委員

11月21日に〇〇さん、上対馬振興部の玖須さんと私の3人で立会をしました、譲り渡し人の〇〇さんは高齢の為、耕作放棄地になっており、譲受人の畑の隣であり問題はないと思われまますので、よろしくお願いします。

(24番委員挙手)

24番 上野秀一委員

番号3についてご説明いたします、11月20日の午前9時30分より上対馬地域振興課の課長補佐、玖須さんと〇〇氏と3名で現地立会をさせていただきました。

〇〇氏は、病気療養中のため立会は出来ませんが、よろしくお願いしますとのことでした、高齢の為、耕作も出来ない状態に成りましたので、隣人の〇〇氏に売買されたものであります、何も問題は無いと思いまますので、ご審議の程、よろしくご願いいいたします。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

24番委員さんに尋ねたいんですが、〇〇さんは今現在、耕作をしてありますか。

(24番委員挙手)

24番 上野秀一委員

野菜や芋などを耕作されております。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

〇〇さんは、事務局が説明の2, 455平米耕作されているのですか、また、  
〇〇さんは耕作されていないのですか。

(24番委員挙手)

24番 上野秀一委員

〇〇さんは、自家用野菜ですが、耕作されています。〇〇さんは、現在耕作は  
されていません。

議 長

他に質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑が無いようにありますので、議案17号につきまして賛否を問います。  
本案件に、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。  
全員賛成でございます、原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長

次に、議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を  
議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の3ページをお開き願います。

議案第18号は、農地法第5条第1項の規定による許可申請でございます。  
番号1、上対馬町〇〇の〇〇さんから同町〇〇の〇〇さんに畑3筆、696平米  
を売買し、太陽光発電施設用地に転用する申請でございます。

位置図・配置図及び現況写真等を4ページから10ページに添付しております  
ので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願  
いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いします。

(5番委員挙手)

## 5番 畑島孝吉委員

現況を説明いたします、去る20日に上対馬振興部、担当の玖須さん、譲渡人であり、〇〇さん、3人で立会をおこないました。

7ページの写真のとおりでございます、10年ぐらい前までは、アスパラ栽培をされておった、わけですけれども、栽培されていた方が亡くなられて、それ以来、耕作放棄地になっており、周囲は耕作しているわけですけれども、鹿等の遊び場になっており、周囲も迷惑していましたが、太陽光発電で整備もされるということで、問題ないと思われまます。

また、周囲の方も親戚の方で全く異論はないと確認しました、また、排水についても、〇〇から〇〇間の県道の側溝が有り、私としては問題ないと思われまますので、よろしくお願ひします。

## 議 長

地元委員の補足説明がありました、質疑等はございませんか。

(3番委員挙手)

## 3番 桐谷善明委員

太陽光発電なんです、9月か10月の委員会の直後に、九電が民間電力の購入凍結を発表がされましたが、今後事業がスムーズに流れるかどうか、電力を買わないとは言っていないものの、凍結するとテレビ等と言って、いましたので、もう一つは排水、周りの状況については、地元委員さんが言うておられましたので、よく分かりましたが、これまでも承認して参りましたが、事業はうまくいくのでしょうか。

(事務局課長補佐挙手)

## 事務局課長補佐

ただ今の質問について、ご回答いたします、確かに9月に一旦凍結ということで、九電が発表されましたが、その後、利用も可能だと見解も出されました、また、転用申請のさいに、確実な事業実施のために、県から引き込み線の工事の請求書を添付するように指導がなされ、この申請には、引き込み線工事の請求書も添付してあり、事業の進捗には、問題ないと思われまます。

(18番委員挙手)

## 18番 糸瀬安則委員

18番委員ですが、先ほど3番委員が申されましたことなんです、果たしてそれが可能になるのかどうなのか、懸念するところがあります、5番委員さんが補足説明されましたが、この周囲の耕作放棄地が解消されるのは分かりまます、3番委員さんが言われまますように、対馬でストップしている太陽光発電が、果たして対馬で、出来るのか、議案が出て来たので上程し審議をするのではなく、事務局は九州電力とよく協議をし、上程してほしいと思ひまます、議決をし、許可をしたけど、出来なかつたでは済まされなないと思ひまます、事務局はいかがですか。

(5番委員挙手)

#### 5番 畑島孝吉委員

〇〇さんと直接会いました、私も、皆さんが言われますように懸念する点がありますので、確実にやられますかと聞きますと、絶対やるよと言われました。また、九電工の所長とも会いまして、事業を実施する確認も行っています。

(事務局課長補佐挙手)

#### 事務局課長補佐

先ほど3番委員さんの時にもお伝えしていましたが、転用は県知事許可になっておりまして、ここの審議が終わったあとに、長崎県の方に進達します、その際の資料といたしまして、今は申込書と請求書がとれない場合は、九電からの申立書をもっておりました、しかし申立書では確実な事業実施に当たらないとの見解が示され、請求書を添付してくださいと指導されましたので、今回は請求書も添付されていますので、確実な事業実施をされるものとし、議案に計上しました。

(18番委員挙手)

#### 18番 糸瀬安則委員

出来ればいいんですよ、ただただ6月時点の受付までは良いが、それ以降の申請はうんぬんとの問題が浮上してきていますので、だから本当に出来るのか、この受付をされたのはいつですか。(7月です)

何回も言いますが、出来ればいいわけですね、遊休農地の解消にもつながるし、そういった問題ができれば、一番いいんですけども、なかなかですね、言われることと、実行が結びつかないのが、九電の今の状態ではないのかなという感じがするわけですが、これは対馬だけでは、ないんですが、九州電力は今、非常にピンチに立たされている問題があるんです、ですから、こういう問題は、原子力の問題もそうですけれども、原子力が稼働してくると、なおさらのことにね、こういうものにうんぬんと出てくる可能性があるわけですね、ただ、我々は、こういうふうに議題になってきた以上は、審議をして、色々こうしますけれども、やっぱり受付をされる事務局側としては、よくそこら辺をですね、情報というのを収集していかんと、議案に上がって議決して工事が進まんよとなると、そりゃ解消にはなるのでしょうかけれども、なる意味がならんということになってきますのでね、そこら辺を議案に挙げる前に審議を事務局で、情報やり取りをしながらしていただかんとですね、我々が否決することになると、問題があるわけです、私はそれをいおる、だから九州電力の今のあり方をいうのは、6月までの受け付けはいいけど、その以降については、うんぬんというのがあるから、それを今、申しおるわけ。

(事務局長挙手)

#### 事務局長

太陽光発電施設ということで、九電のほうから、もう買わないよという、ことがありまして、農業委員会として受け付けるかどうかと、いうことで、いろいろと悩んだところもあります、県とも相談し、また、九州電力に対してもですね、こういう申請が上がってきてるけど、どういうふうになってますかと、お聞きしまして、これはできますよと、確実なものだけ、こちらに上げて来ています。

(18番委員挙手)

#### 18番 糸瀬安則委員

局長それは、あなたが口頭ですか、文章化しているんですか、九電から文書化してから、いただいているわけですか。

(事務局長挙手)

#### 事務局長

九電からですね、引き込みの請求書が来たものだけ、受け付けるようにしています。

(18番委員挙手)

#### 18番 糸瀬安則委員

私の言うのは、そうじゃないんです、九電から、だから、先ほど私が言うのは、要するに、九州電力のたとえば、所長さんが、いいですよ、こうですよと、いわれる意味を、あなた方は、言われるのでしょけれども、それが本当に確約が、でくつとですか、出来とるんですか、だから私が、文書化か、そういうもので、九州電力から文書化で来とるのかと、聞いとるわけで、来とるわけ、来とるなら、来とって、いいわけですよ。

(事務局課長補佐挙手)

#### 事務局課長補佐

ですから、文書というよりも、引き込みの請求書が来ています。

(18番委員挙手)

#### 18番 糸瀬安則委員

それは、完全にできるということですね。  
自信持って言われるならいいですよ。

(24番委員挙手)

#### 24番 上野秀一委員

引き込みを敷設すると、いうことですね。  
そういうものが、あれば何も問題ないたい。

(事務局課長補佐挙手)

#### 事務局課長補佐

以前は、申立書という文書で受付ていたんですけども、それでは、確実な実施には、ならないと、県の判断のもと、請求書を添付してくださいとなりまして、9月以降の申請書には請求書をつけないと、県も受け付けないとなっています。

(18番委員挙手)

#### 18番 糸瀬安則委員

わかりました、そういうことならいい、確実にそこまで、行っとるならばですね、ただ、そういうことで、過去にもそういうことが、あっていますのでね、よくそこら辺を事務局の段階でしていただければ、結構です。

(10番委員挙手)

#### 10番 松村英二委員

この件は、今後、まだ、おきてくる問題だと思います、今回のようにですね、どうなっているかでなくて、書類に上げてくる時点で、今言われる九電からの請求書ですかね、ここで取り交わしていると説明してほしいですね。

そうすれば、ここでの協議がスムーズに行くのではないかと思います。

県に対し、持っていく書類は、十分そろって、これは事業が進捗するのが間違いないと、そういうことを説明してほしい。

そうすれば、こういう質問がなくて、スムーズに行くと思われれます。

(事務局長挙手)

#### 事務局長

先ほど庄司君が説明したように、請求書をもらい、県と打合せをし、これで大丈夫だと、いうことで上程しています、必要であれば、総会でも説明をしています。

#### 議 長

他にありませんか。

(3番委員挙手)

#### 3番 桐谷善明委員

今のやり取りのなかで、さらに懸念するところがありまして、会社というところは、今はそう言っても急変することがありますからね。

対馬での電力の使用料、発電量等を調査しましてね、判断をするのもよいと思います。



(事務局長挙手)

事務局長

今まで、議論はいろいろありますが、農業委員会事務局と長崎県と九州電力と協議をする中で、これは間違いないというのを上げております。

これ以上、九電が心配だと、いうことであれば、否決されても結構であります、事務局としては、自信持って上程しています。

議 長

協議会にいたします。

本会に戻ります。

質疑も出尽くしたと思います、議案18号につきまして賛否を問います、本案件に、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

全員賛成でございます、議案第18号について、当委員会の意見を付し、県知事に進達することに決定いたします。

議 長

次に、議案第19号「農用地利用集積計画について（第3回）」を議題といたします、今回は4件の申請であります。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書11ページをお開きください。

議案第19号の農用地利用集積計画について（第3回）を、ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法での農用地利用集積計画において利用権設定をする場合も、農業委員会の決議が必要であるため、提案するものであります。

今回4件の「利用権設定」の申し出がっておりますが、次のページをお開き願います。

4件、上がっておりますが、番号1におきまして、現地と字図にずれが、生じており、現地確認ができないと、大田委員さんから報告がありまして、番号1については、取り下げと、いたします。

番号2から説明したいと思います。

番号2から番号4の利用権の設定を受ける者はいずれも美津島町〇〇の〇〇さんで、経営面積は9,744平米でございます。

あとは、利用権の設定をする者から、ご説明いたします。

番号2、美津島町〇〇の〇〇さんで「畑3筆」3,377平米を10年間の使用貸借。

次のページをお開きください。

番号3、美津島町〇〇の〇〇さんの相続人代表、〇〇さんで「畑1筆」787平米を5年間の使用貸借。

番号4、美津島町〇〇の〇〇さんの相続人代表〇〇さんで「田1筆、畑2筆」3,734平米を5年間の使用貸借でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、番号2から地元委員の補足説明をお願いいたします。

(9番委員挙手)

9番 岡村高史委員

〇〇さんは牛を飼うために、牧草栽培のための申請であります、大変真面目な方で、牛飼いに意欲をもってありますので、よろしくご審議の程、お願いします。

議 長

ただ今、地元委員の補足説明がありました、質疑等ございませんか。

(5番委員挙手)

5番 畑島孝吉委員

牛をなん頭、飼ってありますか。

(9番委員挙手)

9番 岡村高史委員

今現在、何頭か把握していませんが、今度、事業で5頭、増頭する予定であります。

議 長

他に、質疑等ございませんか。

質疑が無いようにありますので賛否をお諮りします。

議案19号につきまして、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成でございます、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、議案第20号「農用地利用集積計画について（農地中間管理事業）」を議題といたします、中間管理事業の申請は初めてでございますので、農林しいたけ課より、説明を受けたいと思います、協議会に切り替えます。それでは、よろしく申し上げます。

(農林しいたけ課、中間管理事業について説明をする。)

総会に戻ります、それでは、議案第20号の事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書14ページをお開きください。

議案第20号の農用地利用集積計画について（農地中間管理事業）を、ご説明いたします。

農地中間管理事業も、議案第19号で説明しました、農業経営基盤強化促進法で利用権設定をしますので、農業委員会の決議が必要であり、提案するものがあります。

今回17件の「利用権設定」の申し出があっており、合計で100筆107,420平米であります。次のページをお開き願います。

利用権の設定を受ける者は、長崎市江戸町2番13号の公益法人長崎県農業振興公社、理事長、濱本磨毅穂さん1人で、賃借期間はすべて10年間でありますので、番号、利用権の設定をする者、筆数、面積の計、利用権の種類、賃貸借料の順に説明させていただきます。

番号1、豊玉町〇〇の〇〇、7筆の7,245平米、賃貸借で3,000円。

番号2、豊玉町〇〇の〇〇、2筆の3,226平米、賃貸借で3,000円、次のページをお開きください。

番号3、豊玉町〇〇の〇〇、4筆の3,132平米、賃貸借で3,000円。

番号4、豊玉町〇〇の〇〇さんの相続人代表〇〇、2筆の3,226平米、賃貸借で3,000円、次のページをお開きください。

番号5、豊玉町〇〇の〇〇、11筆の15,667平米、賃貸借で3,000円、次のページをお開きください。

番号6、厳原町〇〇の〇〇、8筆の11,110平米、賃貸借で3,000円、次のページをお開きください。

番号7、豊玉町〇〇の〇〇さんの、相続人代表、〇〇、14筆の17,119平米、地目が田の9筆が賃貸借で3,000円、地目が畑の5筆が使用貸借で無償、次のページをお開きください。

番号8、豊玉町〇〇の〇〇、5筆の5,458平米、賃貸借で3,000円

番号9、豊玉町〇〇の〇〇、1筆の458平米、賃貸借で3,000円、次のページをお開きください。

番号10、豊玉町〇〇の〇〇さんの相続人代表、〇〇、7筆の5,767平米、賃貸借で3,000円、次のページをお開きください。

番号11、豊玉町〇〇の〇〇、6筆の8,111平米、賃貸借で3,000円

番号12、豊玉町〇〇の〇〇、1筆の1,106平米、賃貸借で3,000円、次のページをお開きください。

番号13、峰町〇〇の〇〇、9筆の4,676平米、賃貸借で7,000円、次のページをお開きください。

番号14、峰町〇〇の〇〇、7筆の6,919平米、使用貸借で無償、次のページをお開きください。

番号15、峰町〇〇の〇〇さんの相続人代表、〇〇、11筆の12,003平米、賃貸借で7,000円、次のページをお開きください。

番号16、峰町〇〇の〇〇さんの相続人代表、〇〇、1筆の598平米、賃貸借で7,000円。

番号17、峰町〇〇の〇〇、2筆の1,493平米、賃貸借で7,000円でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いします。

(13番委員挙手)

### 13番 佐伯武久委員

番号1から12について説明いたします、現地担当の佐伯理委員が本日、欠席しておりますので、代理報告の依頼がありましたので、私のほうから、説明いたします、11月20日、農林しいたけ課の長久さん、皆川さん、事務局から庄司さん、中村さんと佐伯理委員さんの5人で現地調査を行いました。

本件は、農地は有効利用のため、農地中間管理事業を利用し農地の集積を行うもので、〇〇地区内の農地所有者12名から長崎県農業振興公社、農地中間管理機構に貸し付けられる物です。

事業の目的に適合しており、また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題がないものと思われまますので、ご審議の上、ご承認いただけますよう、お願いいたします。

議 長

番号13から17までをお願いします。

(15番委員挙手)

### 15番 永留縫子委員

15番の永留です、番号13から17についての補足説明いたします、去る、11月20日に農林しいたけ課の長久さん、皆川さん、事務局から庄司課長補佐さんと私の4名で現地確認を行いました。

本件は、農地は有効利用のため、農地中間管理事業を利用し農地の集積を行うもので、〇〇地区内の農地所有者12名から長崎県農業振興公社、農地中間管理機構に貸し付けられる物です。

事業の目的に適合しており、また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題がないものと思われまますので、ご審議の上、ご承認いただけますよう、お願いいたします。

議 長

地元委員さんの補足説明が終わりました、質疑等ございませんでしょうか。

(18番委員挙手)

### 18番 糸瀬安則委員

事務局にお尋ねしたいんですが、19ページと24ページに無償となっておりますが、この説明をお願いします。

(事務局長挙手)

事務局長

無償の説明ですが、詳しくは農林しいたけ課から説明してもらいたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

それでは、無償と賃貸借が3,000円と7,000円との開きがありますが、なんでそうなるのか、説明を求めたいと思います。

(農林しいたけ課挙手)

農林しいたけ課

お答えします、賃貸借と使用貸借がありますが、賃貸借は有償で、使用貸借は無償になります、貸借料は地域の状況でそれぞれのところで、設定してよろしいとなつとります、そういうことで、私ども方で決定したわけではなく、あとで、配分計画の中にもありますが、受け手との間で、設定したものであります。

議 長

協議会にいたします。

議 長

総会に戻します。

ほかに、質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので賛否をおはかりします。

議案第20号について、原案とお承認することに、賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成でございます、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、議案第21号「農用地利用配分計画について」を議題といたします、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

27ページをお開きください。

議案第21号の農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業)を、ご説明いたします。

農地中間管理事業の推進する法律、第19条の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するものであります。

今回、権利の設定を受ける者は3名、合計で100筆107,420平米であ

ります。

なお、今回は議案第20号で集積しました農地を議案第21号で配分することになります。

次のページをお開き願います。

利用権の設定を受ける者は、豊玉町〇〇の〇〇さん、28ページから30ページの64筆、73, 590平米。

30ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者は、豊玉町〇〇の〇〇さん、6筆、8, 111平米。

次のページをお開きください。

利用権の設定を受ける者は、対馬市峰町三根3番地30の一般財団法人対馬市農業振興公社 理事長永留正司、31ページから32ページの30筆、25, 719平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、この案件につきましては、農林しいたけ課から、補足説明をお願いします。

(農林しいたけ課挙手)

農林しいたけ課

議案第21号の農用地利用配分計画(案)につきましては、先に説明しました、農地中間管理機構へ農地をいったん、預入をするための、利用権設定に対しまして、機構が利用権設定を受けたのち、再び地域の担い手であります、借受希望者へ利用権を移動するための手続きでございます、今後は、本日の農業委員会の意見を受けまして、農地中間管理機構に配分計画案を提出し、県において決定広告されることで、すべての貸借の手続きが完了する運びとなっております。

今回、提出しておりますのは、豊玉町〇〇地区では、個人2名、峰町〇〇地区では、法人1社が受け手となっております。

なお、〇〇地区では、大半の農地は、豊玉町作業受託組合が作業を行っておりますけれども、当組合が法人格を有していませんので、組合自体が受け手になることができませんので、今回は組合の構成員等の中で利用権設定を行うものがあります、以上であります、ご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑が無いようにありますので賛否をおはかりします、議案第21号について、原案とお認すること、賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成でございます、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、議案第22号「非農地証明書交付願いについて」を議題といたします、今回は2件であります。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書33ページをお開きください。

議案第22号の「非農地証明書交付願いについて」をご説明いたします、番号1の申出人は美津島町〇〇の〇〇さんの相続人代表〇〇さんで、申請地は同地区の畑、1筆で1,315平米でございます、位置図、写真等は34ページから38ページをご参照ください。

番号2の申出人は美津島町〇〇の〇〇さんで、申請地は同地区の畑、1筆で189平米でございます、位置図、写真等は39から43ページをご参照ください、以上で説明を終わります。ご審議の程、お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いします。

(10番委員挙手)

10番 松村英二委員

番号1につきまして、説明いたします。11月11日に担当の阿比留君と私と〇〇と現地確認をいたしました、昭和50年頃から耕作を放棄されており、雑木がかなり大きくなってしまして、耕作できる状況ではありませんので、よろしく審議をお願いします。

議 長

番号2の説明をお願いします。

(11番委員挙手)

11番 吉野 敏委員

番号2について説明します、事務局と現地の確認もいたしました、現地は山の一角が農地でありまして、現在は農地も山林化している状態でございます。

また、農地の出入りもできない状態でありますので、ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長

補足説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑が無いようにありますので、賛否をおはかりいたします。  
議案22号につきまして、原案のとおり交付することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

全員賛成でございます、原案のとおり交付することに、決定いたします。

議 長

次に、議案第23号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」を議題といたします、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

44ページをお開き願います。

議案第23号の「農地法第52条の規程に基づく賃借料情報の提供について」を、説明いたします、提案理由、農地法第52条の規程により、すべての農業委員会において、賃借料情報を提供することになっているため、別紙のとおり公表値を提案するものであります。

次のページをお開き願います、公表値は田、水稻作、10a当たり、年、14,170円、畑、普通畑、10a当たり、年、9,899円、畑、樹園地、10a当たり、年、7,049円、牧草地、10a当たり、年、4,250円、  
なお、対馬市ではデータ数、実績が少ないため、長崎県の平均的な価格を用いています。

以上で説明を終わります。ご審議の程、お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はありませんか。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

事務局にお尋ねします、対馬市のデータは、無かったのですか。

(事務局挙手)

事 務 局

対馬市でもデータを取るようにしてありますが、ほとんどが使用貸借で、有っても年間、1,2件で、データ数が、たりないので、県と協議しまして、県の平均的な値を賃貸料として公表するようにいたしました。

議 長

ほかに、質疑はないでしょうか、質疑が無いようにありますので、議案第23



号の公表値の提案につきまして、承認することに賛成の方の挙手をお願いします、賛成多数でございます、原案のとおり公表することに決定いたします。

## 議 長

以上で、本日提案されました、議案を、皆様方には慎重に、ご審議いただき、無事終了することができました。ありがとうございました。

つづきまして、議事日程第5 その他の事項ですが何かありませんでしょうか。

ないようにありますので、これをもちまして、本日の総会を閉会いたします。

---

会 長 中 村 國 安

署名委員

署名委員